

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額を309,200円とすること。

(3) 期末手当・勤勉手当について

ア 令和5年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分

(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.4875月分)とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のアについては令和5年12月1日から、1の(3)のイについては令和6年4月1日から実施すること。